

介護保険住宅改修の手引き

介護保険の給付対象となる住宅改修の種類及びその留意事項は次のとおりです。

介護保険の住宅改修は、**本人が日常生活において必ず必要とし、個人の資産形成につながらない比較的小規模な改修を対象工事としていることを踏まえ、工事内容が適切なものになっているかの検討**をお願いします。

介護保険の給付対象となる工事内容であるかどうかは、被保険者の心身の状態や住宅の状況から、**保険者である大和郡山市**が決定します。

○対象となる人

要介護認定を受け、要支援 1、2 または要介護 1～5 と認定された人。**非該当（自立）の場合は対象となりません。**

○住宅改修の範囲

住宅改修は、個人の資産形成につながる面があることや改修の自由度が大きい持ち家の方と、そうでない借家の方との均衡を考慮すれば保険給付の対象とする住宅改修の範囲は、共通して需要が多く、かつ比較的小規模な改修工事となりますので、事前に介護保険の対象となる工事かどうかを確認することが必要です。

これらを踏まえ、介護保険による住宅改修は「本人が希望しているから…」、「本人の生活がより充実するように…」ではなく、以下であることが大前提となります。

●**本人のために必要な最低限の改修工事**

●**個人の資産形成につながらない、比較的小規模な工事**

このため、入浴・洗面・排泄・家事といった日常生活動作に関わる部屋や居間・寝室・玄関及びそれらを結ぶ動線上の改修工事が対象で、『老朽化に伴う改修』『新築・増築』『日常生活動作に関わらない動線上の工事』などは対象外です。

○対象となる住宅

対象被保険者の**住民票上の住所地（被保険者証に記載の住所）で、かつ現に居住してい**

る住宅です。高齢者に適したつくりとなっている特定施設（軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム）、グループホーム、高齢者向けの住宅は原則対象外です。また、**新築及び増改築の場合も対象外**です。

○介護保険住宅改修費の承認（事前）と支給（事後）

要支援・要介護認定を受けた在宅の方が、日常生活での自立支援を目的とした小規模の住宅改修を行ったとき、工事費（20万円上限）の9割～7割の利用者負担の割合に応じた額が介護保険より給付されます。

ケアマネジャー等に相談のうえ、介護福祉課で必ず事前申請を行ってください。

（注）必ず事前申請をして、承認通知書発行後に着工してください。事前申請のない工事、承認通知書発行前の工事は保険給付の対象外です。

（注）支給限度額は要支援・要介護にかかわらず、同一住宅同一対象者について20万円（保険給付額18万円～14万円）です。

○標準審査期間

承認申請（事前）

●受付日から事前承認までの審査期間は約7営業日です。ただし書類に不備があった場合はこの限りではありません。

支給申請（事後）

●受付日の翌月末までに保険給付します。ただし書類に不備があった場合はこの限りではありません。※退院・退所の確認ができるまで、事後申請の受付はできず、住宅改修費の支給はできません。

標準審査期間内に審査を行うために

- 書類に不備不明なところがないか、提出前に必ずご確認ください。
- 審査する際に、理由書、平面図、写真、見積書等から被保険者の住宅の状況及び被保険者の心身の状態を把握し、被保険者にとって必要不可欠な工事であるか、過大な工事となっていないかを判断します。特に、写真と平面図は、審査の際に重要な情報となりますので、設置箇所がはっきりとわかるように整えてください。

○住宅改修の種類

(1) 手すりの取り付け

(例) 転倒予防、移動・移乗動作を容易にするために廊下、便所、浴室等に手すりを取り付ける工事など

○給付対象となるもの
○居室内の手すり（居間、便所、浴室、玄関等） ○敷地内の手すり（玄関ポーチ、門扉までの通路等） ○手すりの付け替え、移設（身体状況に合っていない場合） △階段の手すり（日常生活上どうしても必要なことによりやむを得ない状況の場合） ※理由書に事情を詳細に記載してください。保険者である大和郡山市が判断します。 △固定されている家具への手すり取付け（手すりの安全性を確認できる場合など） △手すりの取り付けのための壁の下地補強（付帯工事）
×給付の対象とならないもの
×福祉用具貸与の対象となる手すり ×敷地外の手すり ×老朽化・破損による取替え ×趣味の部屋などへの手すりの設置 ×日常生活上最低限必要とする導線以外への手すりの設置 ×転落防止柵 ×扉や家屋に固定されていない家具への手すりの設置 ×手すりの機能外付加部分（紙巻器付きの手すりの紙巻器部分、シャワーホルダー一体型の手すりのシャワーホルダー部分等） ×その他安全性が認められないものや日常生活上絶対に必要と認められないもの

※手すりの取付け工事については、原則、片側設置のみを支給対象としています。被保険者の身体状況の理由により、片側への手すりの取付けだけでは住宅改修の目的を達成できない場合は認められることがあります。両側設置する必要がある場合は、理由書に詳細に記載をお願いします。

例①：片側麻痺により、片側への手すりの設置だけでは行き帰りの移動が困難な場合。

例②：下肢筋力の低下により、両側につかまるものがないと立ち上がりが困難な場合。

※階段の手すりは原則認められませんが、日常生活においてやむを得ない理由があるときは認められる場合があります。設置を検討される場合は具体的に理由書へ記載をお願いします。

(2) 段差の解消

(例) 敷居を低くする工事、スロープを設置する工事など(昇降機、リフト、段差解消機等の設置工事は除く)

○給付対象となるもの
○各居室の敷居を低く(撤去)する工事 ○スロープ・踏み台を固定設置する工事 ○玄関から敷地外までの通路の敷石による凸凹をモルタル等で平坦にする工事 ○「浴室すのこ」をねじ止め等取付け工事により固定する工事 ○段差の段数を増やして段の高さを軽減する工事 ○浴室の床のかさ上げに伴う給排水工事(付帯工事) △浴槽をまたぎやすい浅いものに取り替える工事
×給付の対象とならないもの
×福祉用具の対象となる「スロープ」又は特定福祉用具購入の対象となる「浴室すのこ」を置くことによる床段差の解消 ×踏み台を固定せず、置くことによる段差解消 ×ウッドデッキ設置(増設工事)による段差解消工事 ×床の増築工事 ×敷居撤去による扉の交換(撤去費のみ対象) ×破損や老朽化による段差の修繕 ×昇降機、リフト段差解消機等の動力により段差を解消する機器 ×生活導線上で必要最低限と認められない箇所(該当箇所の移動目的が趣味のため等)の段差解消

※浴槽の取替えが給付対象となるのは、浴槽の深さや浴室床と浴槽底の高低差等の段差解消の必要性がある場合です。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

(例) 車いすでの移動を容易にするため畳からフローリングにする工事、滑りにくい材料を使った床材に変更する工事など

○給付対象となるもの
○車いす等での移動円滑化のための畳から板製床材やビニール製床材等への変更 ○浴室床材を滑りにくい床材に変更 ○屋外通路を滑りにくい舗装材に変更 ○床材変更のための下地補修や根太の補強又は通路面の材料変更のための路盤の整備 (付帯工事)

△階段への滑り止め取付
×給付の対象とならないもの
×木製板材からの床材変更 （フローリング→フローリング、フローリング→クッションフロア） ×老朽化による床材の張り替え ×破損による床材の張り替え ×滑り止めマットや素材を置くだけ（固定取付けしなければならない） ×転倒時のけが防止のために、床を柔らかい材質のものに変更

※床材変更の場合、現状がわかるように写真を添付、理由書へ具体的な記載をし、滑りにくい床材である事がわかる商品カタログの写しを添付してください。

※改修後の変化や効果が明らかではない工事は支給対象外です。

（４）引き戸等への扉の取替え

（例）開き戸を引き戸、折れ戸に取り替える工事など

○給付対象となるもの
○開き戸から引き戸、折戸、アコーディオンカーテンへの取替え ○ドアノブの変更（玉ノブをレバー式等に変更） ○戸車、レールの設置、取替え ○扉の吊り位置変更 ○扉の撤去（処分費用を含む） ○扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事（付帯工事） △扉の開き方向の変更（取付費のみ） △開き戸の幅を広げる（車いすが通れない等の理由がある場合のみ） △引き戸から引き戸への変更（重くて開けられない等の理由がある場合のみ）
×給付の対象とならないもの
×自動ドアに取り替えた場合の、動力部分相当費用 ×引き戸等の新設 ×老朽化による取替え ×直接本人が使用しない扉

※車いす等で移動する場合、車幅等を必ず確認して下さい。

※引き戸から引き戸への変更の場合、改修前後の変化を具体的に理由書へ記載して下さい。

- 例
- ・被保険者が扉を開ける時の姿勢がどう変わるのか。
 - ・扉への力の入り具合がどう変わるのか。
 - ・扉の素材・重さがどう変わるのか。
 - ・現状どのような危険性がありどのように改善されるのか。

(5) 洋式便器等への取替え

(例) 和式便器を洋式便器へ取り替える工事

○給付対象となるもの
○和式便器から洋式便器への取替え ○既存の便器の位置や向きの変更 ※トイレ内の状況や本人の身体状況について具体的に理由書へ記載し、住宅改修することが適当と認められる場合のみ ○便器の取替えに伴う給排水工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く） (付帯工事)
×給付の対象とならないもの
×洋式便器から洋式便器への取替え ×既存の和式便器はそのまま、新規に洋式便器を設置 ×暖房便座や洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座への取替え ×特定福祉用具購入の対象となる「腰掛便座」を置くこと

※水洗和式⇒水洗洋式の工事は、給排水工事も対象です。しかし、非水洗和式⇒水洗洋式の場合は、便器・便座のみ対象で、給排水工事は新設とみなされ対象外工事となります。

※和式便器から洋式便器への取替えについて、洗浄機能等が付加された便座を選択する場合、洗浄便座“一体型”の便器であれば、保険給付の対象となりますが、“組み合わせ型”便器の場合、洗浄機能が付いた部分は保険給付の対象外とします。

(要注意) ユニットバスの工事について

介護保険による住宅改修費の支給対象は、手すり、段差解消、扉の変更、床材変更、便器交換とそれに付帯する工事なので、ユニットバス工事自体は原則保険給付の対象外となりますが、対象工事が適切に按分できるのであれば、理由に応じて支給対象とします。ただ

し、介護とは無関係な利便性や快適性をもつ商品やそれに伴う改修は、本制度の趣旨に沿わず支給対象外となります。あくまで**本人が日常生活において必ず必要とし、本人の介護を目的とした工事であること**が大前提ですのでご注意ください。

支給基準額のリセット

次の場合は、支給限度基準額がリセットされます。この場合、支給可能残額は加算されません。

- ① 「介護の必要の程度」の段階が3段階以上高くなった場合

住宅改修費の初回支給時より「介護の必要の程度」が3段階以上高くなった場合は、支給限度基準額がリセットされ、再度、20万円まで利用することができます。「介護の必要の程度」の段階は、下記の表を参照してください。

「介護の必要の程度」の段階	要介護状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2 又は 要介護1
第一段階	要支援1

(例) 初回支給時 要介護1 (第二段階) ⇒ 次回申請時 要介護4 (第五段階)

- ② 転居した場合

お住まいの住宅を転居した場合も、支給限度基準額がリセットされます。

介護保険住宅改修の制度に関するご質問は、下記までお願いします。

大和郡山市介護福祉課介護給付係 TEL:0743-53-1151 内線番号 514・515

〒639-1198 奈良県大和郡山市北郡山町 248-4

開庁時間:午前9時00分から午後16時30分

開庁日:月曜日から金曜日〔祝日・休日および年末年始(12月29日から1月3日)を除く〕